

## 広島市

危機管理室、健康福祉局、道路交通局、下水道局、中区、東区、南区、西区、安佐南区、安佐北区、安芸区、佐伯区、消防局、教育委員会

## 広島県

土木建築局、危機管理課

## 安芸太田町

総務課、建設課、住民生活課、福祉課、加計支所、筒賀支所、消防団

## 国土交通省

太田川河川事務所、広島西部山系砂防事務所、温井ダム管理所、広島国道事務所

## 警察

広島県警察本部、山県警察署

## 自衛隊

陸上自衛隊第13旅団

## 地下施設管理者

広島地下街開発、広島駅南口開発

## ライフライン機関

中国電力、NTT西日本、広島ガス

## 交通機関

JR西日本、広島電鉄、広島高速交通、NEXCO西日本、広島高速道路公社、広島県バス協会、石見交通

## 支援組織

広島県医師会、中国経済連合会、広島市防災士ネットワーク、防災エキスパート

# みずぼうさい 太田川水防災 タイムライン 【安芸太田町版】 (令和3年度版)

令和3年6月

太田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会  
太田川水防災タイムライン検討会



# 目 次

1.	<small>みずぼうさい</small> 太田川水防災タイムラインとは . . . . .	P 1
1-1	太田川水防災タイムラインの概要 . . . . .	P 1
1-2	太田川水防災タイムラインの運用【安芸太田町版】. . . . .	P 1
1-3	太田川水防災タイムラインにおけるステージ設定の考え方 . . . . .	P 2
1-4	太田川水防災タイムラインステージ移行の考え方 . . . . .	P 3
2.	太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】（令和3年度版）. . . . .	P 4

# 1 みずぼうさい 太田川水防災タイムラインとは

## 1-1 みずぼうさい 太田川水防災タイムラインの概要

太田川水防災タイムラインは、太田川流域の住民の命を守り、さらに社会経済被害を最小化することを目的に、時間軸に沿って太田川流域の防災機関等(35機関)が災害に対する役割や対応行動を広島市及び安芸太田町毎に防災行動計画として取りまとめたものであり、災害対応を迅速に進めるための手段の一つである。

本タイムラインは、各機関の行動項目のチェックリストとして活用し、多機関が連携している項目が共有できる。

また、本タイムラインは令和元年度から適用し、毎年、出水後に運用実績に基づき振り返り、課題等あれば改善し必要に応じて改定することとする。

## 1-2 太田川水防災タイムラインの運用【安芸太田町版】

太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】(令和3年度版)の運用については以下を基本とする。

**対象事象:** 洪水、土砂災害

**運用機関:** 安芸太田町、警察、自衛隊、ライフライン機関、支援組織、交通機関、報道機関、広島県、気象庁及び国土交通省の22機関

**運用期間:** 立ち上げ(太田川流域が台風の3日予報円に入る)から安芸太田町が解除を判断するまで

**その他:** 平成28年9月に策定し、現在運用している太田川国管理区間における避難勧告着目型タイムライン<sup>※1</sup>は多機関連携型タイムライン<sup>※2</sup>である太田川水防災タイムラインへ移行

※1: 避難勧告着目型タイムラインとは、市町村長による避難勧告等の発令に着目して、河川管理者と市町村等が協力して策定・運用するタイムライン

※2: 多機関連携型タイムラインとは、地下街の浸水対策や高齢者の円滑な避難など、河川の特徴に応じた多様な防災行動を対象として、多くの関係機関が連携して策定・運用するタイムラインであり、今後、避難勧告着目型タイムラインから多機関連携型タイムラインへ順次移行する予定

### 1-3 太田川水防災タイムラインにおけるステージ設定の考え方

タイムラインでは、実際に進行する時間軸の代わりに、気象状況や河川の水位上昇、氾濫状況等の発表情報によって進展するステージを設定している。ステージが進展する際の基準をトリガーと呼んでおり、ハザード毎の各ステージに対応する主なトリガーは下表に示す。

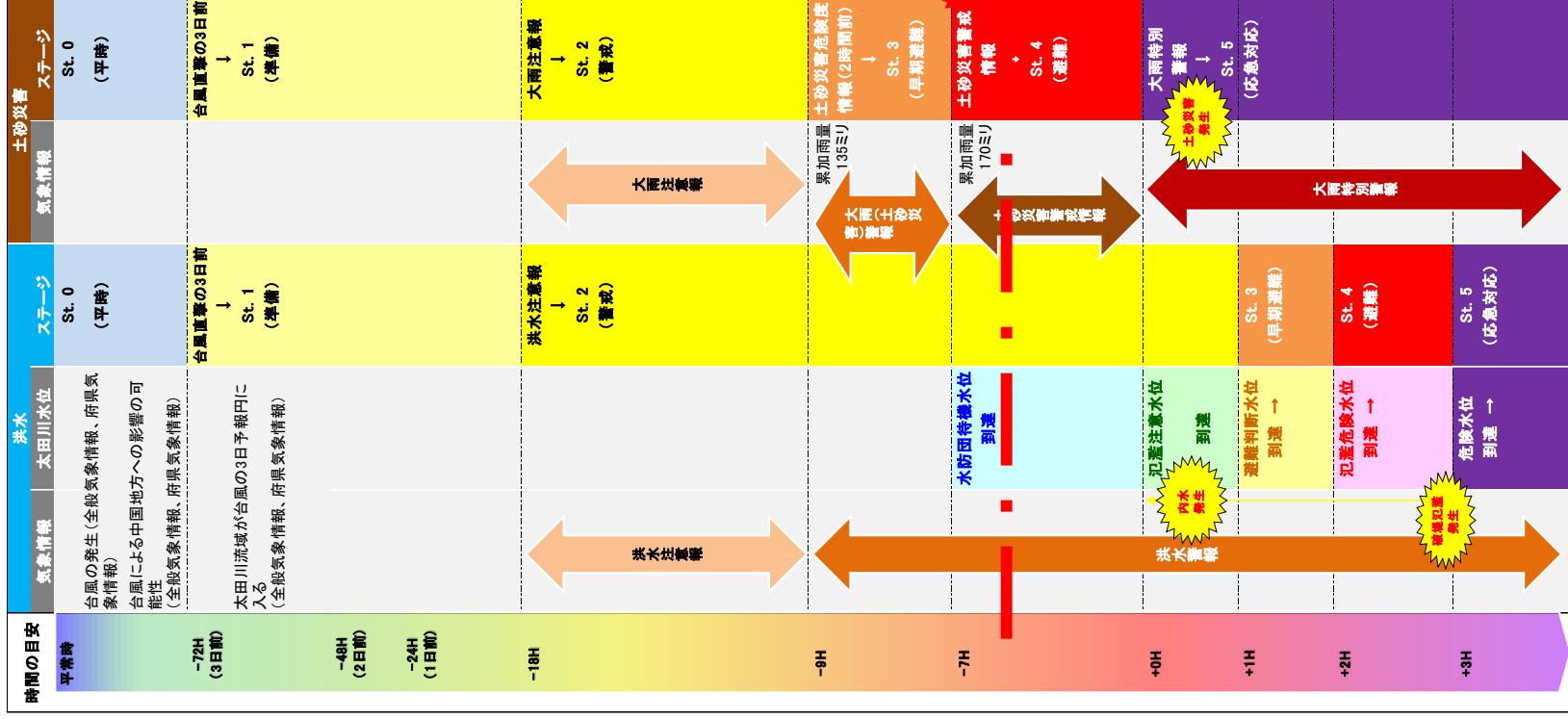
ハザード毎の各ステージにトリガーが複数ある場合は、いずれかのトリガーが発表された時点で該当ステージとなる。

#### ◎ステージと主なトリガー

ステージ (目標)	避難情報の発令	トリガー	
		洪水・内水	土砂災害
ステージ0 (平時)			
ステージ1 (準備)		○太田川流域が台風の3日予報円に入る	○太田川流域が台風の3日予報円に入る
ステージ2 (警戒)		○洪水注意報の発表	○大雨注意報の発表
ステージ3 (早期避難)	○高齢者等避難の発令	○避難判断水位到達	○土砂災害危険度情報(2時間前)の発表
ステージ4 (避難)	○避難指示の発令	○氾濫危険水位到達 ○温井ダム異常洪水時 防災操作移行3時間前 通知 ○中電ダム放流通知	○土砂災害警戒情報の発表
ステージ5 (応急対応)	○緊急安全確保の発令	○危険水位到達 ○氾濫発生 ○温井ダム異常洪水時 防災操作移行1時間前 通知	○大雨特別警報の発表 ○土砂災害発生

# 1-4 太田川水防災タイムラインステージ移行の考え方

タイムラインの立ち上げ（ステージ1）から時間軸に沿ってステージ2からステージ5までの5段階を設定



・タイムラインの立ち上げ及びステージの変更(引き上げ)は、ハザード毎の意志決定機関 ※（安芸太田町、広島県、広島地方気象台、太田川河川事務所）で判断し、関係機関に伝達する。

※ハザード毎の意志決定機関

洪水・内水：洪水予報等（安芸太田町、広島地方気象台、太田川河川事務所）

土砂災害：大雨警報、土砂災害警戒情報等（安芸太田町、広島地方気象台、広島県）

## トータルステージ及びハザード毎のステージの実施例

トータルステージの設定は、ハザード毎のステージが異なる場合において最も危険なステージを適用し、詳細表の対象項目欄「共通」に対応する行動項目を実施する。

### ハザード毎ステージ

洪水・内水：ステージ2  
土砂災害：ステージ4 ← **最も危険なステージ**

トータルステージ：ステージ4

### 詳細表 対象災害（ハザード）毎の実施するステージ

- ・「共通」はステージ4の項目を実施
- ・「洪水・内水」はステージ2の項目を実施
- ・「土砂災害」はステージ4の項目を実施

最も危険なステージ

## **2. 太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】 (令和3年度版)**

# 太田川水防災タイムライン【安芸太田町版】(令和3年度版)の見方

ステージ毎の「目標」、「時間の目安」、「情報・状況」を整理

ステージ3(早期避難)【16時間前～12時間前】:タイムラインの「**トリガー**」から移行  
 トリガー: 洪水・内水 : 避難判断水位到達  
 土砂災害 : 土砂災害危険度情報(2時間前)

ハザード毎の意思決定機関  
 洪水・内水: 洪水情報等  
 土砂災害: 大雨警報、土

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害
98	000 情報	「何を」	気象予報の発表・伝達【継続】
99			気象情報の発表・伝達【継続】
100			洪水予報(氾濫警戒情報)発表・伝達
101			ダム放流状況の伝達
102			気象情報の収集【継続】
103			気象予報の収集【継続】
104			河川情報の収集【継続】
105			土砂災害情報の収集【継続】
106			タイムラインのステーションの判断
107			警戒体制(気)
108	共通	共通	
109	0102 関係機関との連携	共通	共通
110	共通	共通	共通
111	0103 指示・伝達	共通	共通
112	共通	共通	共通
113	0202 備蓄資材確保	共通	共通
114	共通	共通	共通
115	0203 避難の呼びかけ	共通	共通
116	住民対応	共通	共通
117	共通	共通	共通
118	要配慮者対応	共通	共通
119	共通	共通	共通
120	共通	共通	共通

対応するハザードを明示

対象災害	対象ハザード
共通	洪水、内水、土砂災害
洪水	洪水
洪・内	洪水、内水
土砂	土砂災害

行動項目 (第3階層)	役割分担														
	広島県	安芸太田町	消防団	広島市安佐北消防署	広島県山県警察署	広島カス	中国電力・ネットワーク	陸上自衛隊	N	丁	西	日本	広島支店		
気象予報の発表・伝達【継続】	発														
気象情報の発表・伝達【継続】	発														
洪水予報(氾濫警戒情報)発表・伝達	発														
ダム放流状況の伝達	発														
気象情報の収集【継続】															
気象予報の収集【継続】															
河川情報の収集【継続】															
土砂災害情報の収集【継続】															
タイムラインのステーションの判断															
警戒体制(気)															
エノンの派遣(太田川一町)															
県へのリエソンの派遣(気象台一県)															
避難誘導指示(消防団へ)															
トットライン(太田川一町表)															
高齢者等避難の発令の判断															
高齢者等避難の発令															
高齢者等避難の発令															
避難等の連絡【継続】															
地域からの要望への対応【継続】															
避難者の体等等の情報収集【継続】															
避難の呼びかけの判断															
避難の呼びかけ(防災無線、広報車、エアメール)															
要配慮者への避難支援															
避難誘導(消防団)															

「誰が」

担当機関を明示

行動項目は階層別に記載

担当機関の行動項目は  
 ◎:行動の主体 ○:行動の支援  
 発:情報の発信者 受:情報の受け手

- 各機関の行動項目のチェックリストとして活用し、各機関が連携している行動項目を共有する。
- ※各機関における行動項目の具体的な内容については、各機関の各種マニュアル等に基づき対応する。











